

令和6年度

宮崎市内部統制評価報告書審査意見書

宮崎市監査委員

宮 監 第 7 8 号
令和 7 年 8 月 1 8 日

宮崎市長 清山 知憲 殿

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	今 田 裕 信
宮崎市監査委員	伊知地 孝 美

令和 6 年度宮崎市内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 6 年度宮崎市内部統制
評価報告書について、次のとおり意見を提出します。

令和6年度 宮崎市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和6年度宮崎市内部統制評価報告書

第2 審査の着眼点

監査委員による令和6年度宮崎市内部統制評価報告書の審査は、宮崎市長が作成した内部統制評価報告書について、宮崎市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

第3 審査の実施内容

令和6年度宮崎市内部統制評価報告書について、宮崎市長及び内部統制評価部局(以下「評価部局」という。)から報告を受け、宮崎市監査基準に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省(令和6年3月改定)以下「ガイドライン」という。)の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の期間

令和7年7月9日から令和7年8月18日まで

第5 審査の結果

令和6年度宮崎市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

詳細については、以下のとおりである。

1 評価手続に係る記載について

(1) 全庁的な内部統制の評価手続について

評価部局から入手した「全庁的な内部統制の評価シート」の確認や評価部局への質問を行うことにより、以下の評価手続が行われていることを確認した。

ア 評価部局の評価作業が各評価項目に対応して実施されているか

評価部局は、ガイドラインにおける「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、各評価項目に対する整備・運用状況を確認していた。

イ 前年度からの状況の変化等が適切に反映されているか

評価部局は、「全庁的な内部統制の評価シート」に記載された条例や規程、方針等に、前年度からの変更点等が反映されていることを確認していた。

これらのことから、全庁的な内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価手続について

評価部局から入手した関係資料の確認や評価部局への質問を行うことにより、以下の評価手続が行われていることを確認した。

ア 業務レベルの評価の手順

業務レベルの内部統制の評価の手順については、主に以下の手順で実施していたことを確認した。

(ア) 職員は、内部統制の整備状況及び運用状況に関する自己評価を行う。

(イ) 各課等の内部統制責任者は、自己評価の結果を市役所改革推進委員会事務局(以下「推進委員会事務局」という。)に報告する。

(ウ) 推進委員会事務局は、上記の報告の検証を行い、その結果を評価部局に提出する。

(エ) 評価部局は、上記の検証結果とその他の評価に関する情報に基づき、評価を行う。

イ 業務レベルの評価項目

評価部局は、各課等が作成したリスク評価シート及びリスク対応計画に基づき、「リスク抽出は適切であったか」、「リスク判定やその後の改善が適切に実施されたか」、「リスク対応策、リスク対応計画の内容は適切であったか。かつ適時、実践されたか」の3つの評価項目に対する整備・運用状況を確認していた。

これらのことから、業務レベルの内部統制の評価が評価手続に沿って適切に実施されていると判断した。

2 評価結果に係る記載について

(1) 全庁的な内部統制の評価結果について

評価報告書附属書類の「2 全庁的な内部統制に関する事項」を基に、整備状況及び運用状況について、評価部局が行った全庁的な評価項目それぞれに対応する内部統制の記録の閲覧や評価部局等に対する質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、全庁的な内部統制の評価結果は適切であると判断した。

(2) 業務レベルの内部統制の評価結果について

評価報告書附属書類の「3 業務レベルの内部統制に関する事項」を基に、市長が把握した不備について、業務レベルの内部統制の評価内容の記録により網羅的に把握し、また、業務レベルの内部統制の評価内容の記録以外の記録等の閲覧を行った。

その上で、これらの事項や定期監査などによって得られた知見に基づき、評価部局に対する質問等を行うことにより、審査した限りにおいて、業務レベルの内部統制の整備状況及び運用状況の評価結果は適切であると判断した。

また、市長が把握した不備が重大な不備に当たるかについて、評価部局において定めた重大な不備の判断基準に基づき判断が行われていること、及びその結果が記載されていることから、その評価が適切に行われていることを確認した。

これらのことから、業務レベルの内部統制の評価結果が適切に記載されていると判断した。

第6 備考

1 重大な不備について

令和6年度宮崎市内部統制評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間において、業務レベルの内部統制のうち、情報管理に関する事務について、運用上の重大な不備が1件あったとの報告があった。その内容は以下のとおりであるが、既に改善措置を講じていることを確認した。

職員が、市の公共施設を、令和6年6月から同年8月までの間で計8回利用した上で、システムを不正に処理し、計6,650円の施設使用料の支払いを免れるなど、不正な行為をしていた。

2 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制について

「宮崎市内部統制制度の手引」によると、長以外の執行機関(各種委員会など)及び地方公営企業においても市長が定める「内部統制に関する方針」に基づいて内部統制に取り組み、市長部局の内部統制の取組と一緒に(作業効率化等のために市長部局の内部統制推進部局・評価部局が長以外の執行機関及び地方公営企業の推進・評価の役割も担う)こととしていることを確認した。

3 所見

令和6年度は、内部統制に関する方針策定から4年が経過し、内部統制をより実効性の高いものとするため、リスクの集約や整理、事務処理誤り発生件数に着目した運用から未然に防ぐ体制整備等運用の見直しが行われた。

推進部局においては、研修等の機会を利用して内部統制制度の周知徹底や適正な事務執行のための注意喚起が行われていた。併せて、同種の事務処理誤り等が複数回発生した部署に対してヒアリングが実施され、その分析した結果が全庁に共有されていた。

不備の件数は、令和5年度と比較して減少しているが、令和6年度に制度運用におけるリスク管理手法が見直されたことが減少要因の一つであると考えられるため、単純な比較はできないものである。

また、リスク管理手法の見直しにより、各課等においてリスクとして選択されているものの内部統制評価の対象外リスク(ブルーゾーン)と判定されているリスクにおいて、定期監査での指摘事項が複数見られた。各課におけるリスクレベル判定の精度を高め、発生した不備を適切に把握するとともに、事務の適正な執行の確保に努められたい。

令和6年度に発生した重大な不備については、市民の信用を失墜するものである。当該所属だけの特殊な事案として片づけることなく、より根本的な原因を追究、分析することで、再発防止につなげていただきたい。

令和5年度から開始した事務処理誤り等の公表や、推進部局による全庁に対する注意喚起、頻発不備発生部署へのヒアリング等を積極的に実施されているが、依然として複数の部署で不備が発生し、定期監査においても同様の指摘が繰り返されている。こうした状況を踏まえ、各部署における内部統制の深化に留まらず、監査委員や制度所管課と連携した整備・運用が図られ内部統制がより実効性の高いものとなることで、市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。